

平成 27 年 2 月 19 日

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の骨子（案）

農林水産省食料産業局

バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

1 基本理念

現行内容と同様に記載。

2 関係者の取組の方向

イ 食品関連事業者の取組の方向

現行内容と同様に記載。

ロ 再生利用事業者及び農林漁業者等の取組の方向

現行内容と同様に記載。

ハ 消費者の取組の方向

現行内容と同様に記載。

ニ 食品関連事業者以外の食品廃棄物等を発生させる者の取組の方向

現行内容と同様に記載。

ホ 国の取組の方向

現行内容と同様に記載。

へ 地方公共団体の取組の方向

市町村は、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有するものとして、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等が地域の実情に応じて促進されるよう必要な措置を講ずるよう努める旨を追加。

3 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方向

イ 発生の抑制

現行内容と同様に記載。

ロ 再生利用

- 再生利用手法の優先順位を飼料化、肥料化（メタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料利用する場合を含む。）、メタン化等飼料化又は肥

料化以外の再生利用の順とする旨を追加。

※ あわせて判断基準省令を改正

- ・ 食品循環資源の再生利用としてペットフードの製造を行う際にペットフード安全法の基準及び規格に適合させるよう判断基準省令に規定する旨を追加。

※ あわせて判断基準省令を改正

- ・ 食品循環資源の再生利用手法について、技術の進歩や社会情勢の変化等に合わせて幅広く検討を行う旨を追加。

ハ 熱回収

国は、熱回収のエネルギー効率条件を満たす施設の立地状況等について、最新の動向を踏まえ食品関連事業者に対する適切な情報提供を図るものとし、食品関連事業者は制度の適正な活用を図るものとする旨を追加。

ニ 減量

現行内容と同様に記載。

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

食品循環資源の再生利用等を実施すべき量は、平成 31 年度までに、食品製造業にあつては全体で 95 パーセント、食品卸売業にあつては全体で 70 パーセント、食品小売業にあつては全体で 55 パーセント、外食産業にあつては全体で 50 パーセントに向上させることを目標とする旨を記載。

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

1 食品関連事業者に対する指導の強化

イ 定期報告制度の運用

食品廃棄物等多量発生事業者は国に食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量を都道府県ごとにも報告することとし、国はこれらを整理・公表する旨を追加。

※ あわせて定期報告省令を改正

ロ フランチャイズチェーン等における取組

現行内容と同様に記載。

ハ 食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者の取組

現行内容と同様に記載。

2 発生抑制の推進

イ 発生抑制に関する目標

- ・ 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生原単位が基準発生原単位以下

になるよう努める旨を追加。

- ・ 国は、食品ロスの発生状況をより実態に即して把握し、取組の効果を数値化する等国民に対して幅広く食品ロスの削減の取組を働きかけていくことに努める旨を追加。
- ・ 国は、食品廃棄物等の実態把握が不十分なため、基準発生原単位の設定が難しい等と整理された業種について、食品廃棄物等のうちの可食部及び不可食部の量的把握を行い、発生抑制に関する目標を設定するなど、発生抑制を促進する方策を検討する旨を追加。

ロ 官民をあげた食品ロス削減の推進

- ・ 様々な関係者が連携して、フードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開し、食品ロスの削減に努める旨を追加。
- ・ 食品製造業者、食品小売業者、外食事業者、消費者、国それぞれが食品ロス削減に向けて推進すべき具体的取組（賞味期限の延長及び年月表示化、食品廃棄物等の継続的な計量の実施、商慣習の見直し、フードバンク活動の活用、消費者における理解の促進など）を追加。

3 登録再生利用事業者の育成・確保とその適正な処理の推進

- ・ 登録の基準に再生利用事業の実績を有することを追加する旨を追加。
※ あわせて登録省令を改正
- ・ 国が法に基づく報告徴収等を実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消しの措置等も活用し、登録再生利用事業者への指導・監督を強化していく旨を追加。

4 再生利用事業計画認定制度等の推進

- ・ 国による関係者のマッチングの強化及び地方公共団体の更なる理解等を通じた地域における多様なリサイクルループの形成を促進する旨を追加。
- ・ 消費者は、リサイクルループ等の取組により生産された農畜水産物等の積極的な購入やこれを用いたメニューの注文、再生利用により製造された肥料の利用等により、食品循環資源の再生利用の推進に積極的な役割を果たしていく旨を追加。
- ・ 国は、リサイクルループの取組により生産された農畜水産物等の量など認定計画の実施状況を把握していく旨を追加。

5 施設整備の促進

- ・ 市町村が再生利用施設の整備を検討する際には、必要に応じて、食品循環資源以外の廃棄物の活用や民間事業者との連携等の観点を考慮する

ことも有効である旨を追加。

- ・ 国は民間事業者が設置する再生利用施設の整備についても支援を行っていく必要がある旨を追加。

6 国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の推進

- ・ 地方公共団体は、地域における民間の再生利用事業者の把握及び育成並びに関係主体の連携による計画的な食品循環資源の再生利用等を推進する旨を追加。
- ・ 市町村は、環境保全を前提としつつ食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて推進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用の実施等について、一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努める旨を追加。
- ・ リサイクルループに係る事業の中での市町村の区域を越えた食品循環資源の収集運搬及び再生利用が円滑に行われるよう、国は必要な周知を行う旨を追加。
- ・ 市町村は、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえて一般廃棄物の処理料金を決定することが望ましい旨を追加。
- ・ 市町村は、一般廃棄物の3R（発生抑制、再使用及び再生利用）を進めるため、廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進する旨を追加。
- ・ 都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、各都道府県が実施する循環型社会形成推進に係る施策において食品循環資源の再生利用等を位置付け、食品循環資源の再生利用等の更なる推進を図る旨を追加。
- ・ 国は、地方公共団体に対して、食品循環資源の再生利用等の制度に係る説明会・意見交換を定期的実施するほか、法に基づく取組へのより一層の積極的な対応を促す旨を追加。
- ・ 国は、地域において食品循環資源の再生利用等の取組が円滑に推進されるよう、必要に応じて地方公共団体に対して廃棄物処理法の解釈等について技術的な助言を行うなど、地方公共団体との連携の強化に努める旨を追加。

7 家庭から発生する食品廃棄物に係る取組

- ・ 国は、家庭から発生する食品廃棄物の発生抑制及び再生利用に係る取組について、市町村の果たすべき役割の周知を改めて図る旨を追加。
- ・ 国は、消費者による発生抑制の促進や、市町村による再生利用施設の整

備に対する支援等とともに、地方公共団体による先進的な取組事例の積極的な普及・展開を図る旨を追加。

- ・ 消費者は、食品ロスの削減の取組の推進に努めるとともに、生ごみの水切り等により食品廃棄物の減量に努める旨を追加。

8 食品循環資源の再生利用等の促進のための普及啓発

- ・ 国は、特定肥飼料等の製造の技術的支援と併せて食品リサイクル製品認証・普及制度及びエコフィード認証・エコフィード利用畜産物認証制度を広く普及啓発する旨を追加。
- ・ 国は、先進的に食品循環資源の再生利用等に取り組む優良な食品関連事業者に対して表彰を行い、その取組を評価するなど、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の取組を加速化する旨を追加。

9 研究開発の推進

国は、これまでに開発した食品循環資源の再生利用等に係る技術の普及に努めるほか、産学官の研究機関が連携して再生利用等を更に促進するために必要な新たな手法の開発を促進していく必要がある旨を記載。

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

現行内容と同様に記載。

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

食品循環資源の再生利用等の推進については、関係主体間の連携を強化し、循環型社会形成推進の効果のみならず、食品循環資源の再生利用等に関連する多様な施策を一体的に推進し、相乗効果を高めていくことが重要である旨を追加。

※なお、新たに記載する内容と現行の基本方針に記載された内容との重複を避ける観点から、現行の基本方針に記載された内容の一部について、新たな記載との統合を行う。また、新たな基本方針案の見出しに合わせて、現行の基本方針に記載された内容の記載場所の変更を行う。